

年 月 日

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金無料職業紹介所 御中

事業所名

代表者職氏名

自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象※に該当しません。*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

また、対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『改正職業安定法（求人不受理）について』（LL020228 需 02）※により確認し、理解しました。

※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

【チェックシート】

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、
☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、
☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。
- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、
☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。
- (4) 求人不受理期間中に再度同一の対象違反行為により、労働基準監督署による是正勧告を受けており、その後、
☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表※され、
☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。
- (2) 求人不受理期間中に再度同一の対象違反行為により、①需給調整事業課（室）②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、
☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

※職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. その他の不受理事由

- ☐ a 暴力団員に該当する。
☐ b 法人の場合、役員の中に暴力団員がいる。
☐ c 暴力団員が自身（または法人）の事業活動を支配している。

4. その他（確認事項）

- ☐ a 事業所において、同盟罷業（ストライキ）または作業閉鎖（ロックアウト）が行われている。